

# 島田市立五和小学校 いじめ防止基本方針

## 基本方針

- いじめ防止対策推進法のいじめ定義に基づき、児童間で心身の苦痛を訴える事実をいじめと捉え、「いじめは、どの学校、どの学級、どの子供にも起こりうる」という認識を持ち、未然防止と早期発見、早期対応する体制づくりと指導にあたる。
- 「学びを実感できる授業」を通して、「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- 学級内のコミュニケーションを活発化するために静岡県版 SEL・各種アンケートを活用する。
- 地域社会、家庭、関係機関との連携を密にし、いじめ問題の克服に努める。

### 【保護者・地域との連携】

- 担任はもとより、教職員の誰でも相談に応じることを伝える。
- SCやSSW等の相談機関があることを知らせ、周知を図る。
- 学校便り・HP を活用し、子供たちの様子や教育活動について発信する。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 日頃から子供たちの様子について条項交換を行い、「チーム五和小」として全職員で取り組む。
- 危機管理研修・校内生徒指導研修を通して、職員の資質向上に努める。
- 「問題の発生を抑える（未然防止）」という考え方のもとに、生徒指導の体制づくりを行う。

### 【関係機関等との連携】

- SCやSSWの活用し、日頃から協力できる環境を整える。
- 家庭環境に留意が必要な子供について、家庭児童相談室と連携して指導にあたる。
- 地域の様子について、民生児童委員、地区役員、保幼中等との情報交換を行う。

## いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任  
SC・SSW・子育て応援課・市教委（事案に応じて、柔軟に編成する。）  
（週1回教務会をいじめ対策委員会報告と位置づけ、事案に応じてケース会議を実施する。）

## 全教職員

### 【未然防止】

- SST や SEL 等を効果的に活用し、誰もが安心して過ごすことができる学級集団づくりに努める。
- 勇気付けやリフレーミング等を通して、良好な人間関係構築するために考える場を設定する。
- 話し合い活動や振り返りの時間を意図的に設定し、あたたかい言葉や勇気付けをし合える集団を育てる。
- 道徳科を核として多様な価値観に触れる中で、いじめを許さない心情を深め、人権意識の高揚を図る。
- 子供自らが考える場や挑戦する機会を設定し、達成感、自己有用感、人間関係の深化が得られるようにする。

### 【早期発見】

- 毎日の健康チェックを行い、日常の交流を通して、子供たちの表れに常に気を配る。
- 年4回、学校生活アンケートを実施し、子供たちの実態把握に努める。（5月、9月、11月、1月に実施）
- 日ごろから保護者や子供たちの声を聴き、継続的なカウンセリングの実施・相談体制の充実をはかる。
- より広い視野からの児童理解を図るため、教師間での情報交換を行う。

### 【早期対応】

- いじめ防止対策推進法に則り、校内いじめ対策委員会による迅速な方針決定とケース会議を実施する。職員の役割分担の決定と早期対応を行う。
- 役割分担に従い、事実の確認（速やかな調査）を行い記録する。子供が話しやすい教員が対応にあたる。
- 加害者・被害者それぞれの保護者と、事案に係る情報共有を図る。
- 学校で把握した事案について、市教委関係機関と情報を共有する。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- いじめられた児童に寄り添い「いじめ行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を組織として慎重に確認する。
- 全職員が当該児童を守る意識を持ち、日常的な声掛けや観察を行い、状況共有を継続する。
- いじめによる生命・心身・財産への重大被害や不登校などの重大事態が発生した疑いある場合（法第28条）は、市教委に報告し、市基本方針に従い、速やかに調査組織を設置し、事実関係を解明するための着艦的な調査を実施する。